



ほけんだより



門真市立第二中学校

保健室

令和6年(2024)年

10月7日

保護者の方も
お読みください。

色覚検査を実施 希望者は10月中に！

2003年から法律が変わり、それまで小学4年生全員に行われていた「色覚検査」は、希望者だけに行われるようになりました。「色覚」とは色の見え方のことです。色の見え方が大多数の人と違う人がおり、このことを「色覚異常」または「色覚多様性」といいます。色の見え方(色覚)は、持って生まれたものなので、他の人と見え方がちがっていても



気がつかない場合があります。また、病気ではないので、「色覚多様性」の治療はありません。

ごくまれに、色の使い方によっては、学校生活や社会の中で不自由を感じることがあるかもしれません。また、一部ですが「色覚多様性」があると、制限がかかる職業があります。将来、下表にあるような職業につきたいと考えている人、将来の職業に関係なく、自分の色覚の特性を知りたいと思う人は、色覚検査を受けてください。希望者は、保護者と相談して、保健室か担任まで連絡してください。

※過去に、色覚検査を受けたことがある場合、その結果がかわることはありません。

【色覚に制限がある職業】

色覚多様性(色覚異常)がないこと	電車の運転士、旅客機パイロット、航空管制官、航空自衛官、海上保安官
色覚多様性(色覚異常)が強度でないこと	警察官、消防官、航空以外の自衛官、海技士、入国警備官



※色覚による職業の制限は年々見直されています。また、警察官や消防官は地方自治体によって基準がちがう場合があります。職業選択の際には、その都度、現在の状況を確認することが必要です。

【色覚検査の方法】

- 色でかかれた数字や文字を読み取ります。
- 放課後に保健室で実施します。検査時間は、5分くらいです。
- 「色覚多様性」の有無にかかわらず、検査結果は、保護者にお知らせします。

【申し込み方法】

必ず保護者と相談をして、了解をもらってから、保健室または担任まで連絡してください。検査方法や日程を詳しくお知らせするプリントを渡します。申し込みの締め切りは、10月31日(木)です。

